

審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
3	青森市横内川水道水源保護条例	第11条第3項	是正措置の確認	青森市公営企業管理者企業局長(総務課)

審査基準

条例の許可を受けた方(=許可行為者)が、許可の内容に反して水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為を行っているときに、その是正のための指導や勧告を行います。従わない場合、行為の是正や一時停止が命じられます。

許可の条件と**それに反する行為**(例) ※事案によってはこれら以外にも条件が付く場合があります。

1. 雲谷地区で排水基準を満たす排水をする。⇔ **排水基準を超えた排水をする。**
2. 汚水等を貯留槽に溜め、汲取り処分する。⇔ **貯留槽から溢流又はクラックが生じ地下浸透する。**
3. 土地の形質変更に伴い発生する泥水が水道水源に影響しない。⇔ **発生した泥水が水道水源に流入する。**
4. さく井のスクリーン位置が設置禁止範囲から外れている。⇔ **設置禁止範囲にスクリーンが位置している。**



是正命令が出た場合、許可行為者は遅滞なく**是正措置計画書(様式第6号)**を作成し、公営企業管理者(=管理者)に提出しなければなりません。(※各様式は条例施行規程「様式」を御覧下さい。)



是正措置を行った方は、**是正措置完了届出書(様式第7号)**を管理者に届け出ます。



管理者は、是正措置が水道水源を保護するために適正なものであるかどうかを確認し、水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれが消失したと判断したときは、許可行為者に**是正措置確認通知書**を交付します。



※是正措置とは、水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれを排除するために行われるものですから、許可行為者が措置を行った後も、依然として水道水源への影響が懸念される状態であれば、再度是正措置計画を作成し、影響がないように是正措置を行わなければなりません。

標準処理期間 7日 (※上記手順のうち の処理に要する期間です。)

経由機関での期間	処理機関での期間	うち協議機関での期間	計
日	7日	1日	7日